

## 恩賜県有財産内入山許可申請取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、恩賜県有財産への入山について必要な事項を定めるものとする。

### (入山に当たっての留意事項等)

第2条 入山者は、恩賜県有財産が県土を保全し、林産物の供給を通じて本県経済に貢献していること、並びに森林が有する水資源の確保に係る機能及び人々に潤いと安らぎを与える効果を踏まえ、その機能を阻害することがないように留意しなければならない。

2 入山者は、林地において次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 立木、土石等の産物を許可なく採取すること。
- 二 土地の形状を変更すること。
- 三 下層植生等を損傷すること。
- 四 火災が発生するおそれのある方法で火気を扱うこと。

### (許可)

第3条 次に掲げる行為のため恩賜県有財産に入山しようとする者は、恩賜県有財産入山許可申請書(別紙様式)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

- 一 植物採取その他学術調査
- 二 映画、放送番組等の撮影
- 三 エコツアー、トレイル・ランニング大会その他のイベントの実施

四 前3号に掲げるもののほか、複数の者が入山する行為であって、他の入山者の利用に支障を及ぼすおそれのある行為

2 知事は前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る行為が次のいずれかに該当するときは許可しない。

- 一 林地、立木、下層植生等を損傷するおそれのある場合
- 二 行為に際し必要となる関係法令の許可、認可等が得られていない場合
- 三 公序良俗に反すると認められる場合
- 四 知事が、県の施策に反すると認める場合
- 五 他の入山者の利用に支障を及ぼすおそれがある場合

3 知事は、第1項の許可に、恩賜県有財産の管理のため必要な条件を付することができる。

### (変更)

第4条 前条第1項の規定により許可を受けた者が、当該許可に係る申請の内容を変更しようとする場合には、同項の例により、知事の許可を受けなければならない。この場合においては、同条第2項及び第3項の規定を準用する。

### (雑則)

第5条 狩猟者が入山する場合の取扱い、県営林道の使用に係る手続等については、別に定める。

### 付 則

この要領は平成24年8月31日から施行する。